

## 1 5年水張りルールの運用にあたり必要と思われる情報

(1) 「当該農地の過去5年間の作物栽培記録」の情報管理が必要。

『令和5年度水田の畑地化に対応した新たな水田管理方法に係る調査委託事業』より  
 ・43%の協議会は「5年水張りルール（水稲作付）」が「確認できない」（P49/P55）  
 →うち56%の協議会は「確認できるようにする予定もない」（P50/P55）

(2) 各年の耕作者変更等を考慮すると当年の交付金対象外の農地を含めた全水田の情報管理が必要。

・25%の協議会は「交付金の支払いのない農地」を「確認できない」（P45/P53）

(3) 虚偽申告（水稲作付）や申告遺漏の可能性を考慮すると現地確認等の措置も必要。

・72%の協議会は「交付金の支払いのない農地」の現況を「確認していない」（P48）

（私見）水田台帳は「把握できる範囲の情報<sup>※1</sup>」を基に「特定目的<sup>※2</sup>」のため編製しているもの。非申請者・圃場、非協力者の情報管理は任意であり、そもそも全水田における毎年の作付情報が記録されるものではないため、「5年水張りルール」には運用上の限界がある。

※1 前年情報、営農計画書（任意）水稲生産実施計画書（任意）

※2 当年の交付金事務・需要に応じた米生産

## 2 交付対象水田の再整理規定<sup>※3</sup>のために必要となる情報

(1) （農水省説明によれば）交付対象から除外された農地の除外事由・年度等の情報の管理が必要。

・45%の協議会は「交付対象から除外された農地」を「確認できない」（P46/P54）。

（農水省説明）「5年水張りルール」を事由として「交付対象から除外された農地」は二度と戻せない（再整理できない）。

（私見）再整理規定<sup>※3</sup>の「新たに整理する必要がある水田」は「前年度情報にない水田」全般を指す。制度上「交付対象から除外された農地」の情報管理は任意であるから「前年度情報にない水田」には「交付対象から除外された農地」を含む。よって、再整理できる。

※3 要綱（別紙1）2